相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区弁天四丁目四三七番地、最後の住所千葉市中央区弁天四丁目一四番六号
被相続人　亡　福田　悦郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十二日
事務所千葉県船橋市前原東一丁目五番四号
アソルティ津田沼三階　徳永法律事務所
相続財産管理人　弁護士　徳永　幸生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市高屋町杵原一〇二四番地一、最後の住所東京都渋谷区本町六丁目二八番二―一一〇九号　被相続人　亡　平田　透

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十二日
事務所東京都世田谷区代沢五―一八―五
相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県児玉郡美里町大字阿那志二二二番地、最後の住所東京都府中市晴見町一丁目一三番地の五安立園特養ホーム
被相続人　亡　田嶋　岩男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十二日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区浅間町一丁目七番地一二、最後の住所横浜市西区浅間町一丁目七番地の一二
被相続人　亡　内田　浩正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十二日
横浜市中区日本大通一八　ＫＲＣビルディング三〇七号室
相続財産管理人　弁護士　本間　春代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市相川二町目浜町二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　椎野　美雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十二日
新潟県佐渡市石田四九九番地九
相続財産管理人　中野　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市千里山西六丁目一五番、最後の住所大阪府豊中市栗ヶ丘町八番二〇号
被相続人　亡　加藤　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十二日
大阪府大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三号
相続財産管理人弁護士　井上　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市岡町北三丁目一番地、最後の住所大阪府豊中市岡町北三丁目八番一号
被相続人　亡　奥内　きよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十二日
大阪市中央区北浜二丁目二番二一号中央三井信託ビル七階
相続財産管理人弁護士　宮本　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区道修町三丁目二〇番地、最後の住所兵庫県宝塚市中山桜台六丁目一八番二―八一八号
被相続人　亡　内本　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十二日
大阪府大阪市中央区道修町一丁目六番七号
北浜ＭＩＤビル九階
相続財産管理人　宇都宮一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市豊北町田耕七六九〇番地、最後の住所山口県下関市富任町六丁目一八番一八号下関病院内　被相続人　亡　和田ハナ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十二日
山口県下関市細江新町三番四五号
相続財産管理人　中原　範雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市富士見町一丁目九九七番地一三八、最後の住所香川県丸亀市富士見町一丁目四番二一号　被相続人　亡　松浦　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十二日
香川県丸亀市本町三丁目二五久保ビル三Ｆ
相続財産管理人　馬場　俊夫

公示送達

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第一一九号）第一〇三条第一項の規定による換地処分通知は、書類を送付すべき場所を確知できないので、同法第一三三条第一項の規定により、書類の送付にかえてその内容を左記のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　長野県長野市篠ノ井布施五明一一三番地
氏名　近藤鷲太郎
住所　長野県長野市篠ノ井布施五明一〇番地
氏名　村松亀三郎
住所　長野県長野市篠ノ井石川一二三三番地
氏名　田中忠右衛門

二　通知の内容
土地区画整理法第一〇三条第一項の規定により、長野都市計画事業瀬原田一丁田土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

教示

一　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に長野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

二　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に長野市瀬原田一丁田土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記一の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、換地処分通知及び別紙明細書、換地図は省略し、それらを長野県長野市篠ノ井布施五明字樋尻七五一番地の瀬原田一丁目土地区画整理組合事務所の掲示板に掲示しております。

平成二十三年十二月二十二日
長野県長野市篠ノ井布施五明字樋尻七五一番地
長野都市計画事業瀬原田一丁田土地区画整理事業　長野市瀬原田一丁田土地区画整理組合
理事長　樋本　一郎